

正 解

No. 1	No. 2	No. 3	No. 4	No. 5	No. 6	No. 7	No. 8	No. 9	No. 10
(4)	(2)	(5)	(3)	(2)	(4)	(5)	(4)	(3)	(2)

1 人身の自由 正解 (4)

- (1) 誤り。 憲法 33 条は「現行犯として逮捕される場合を除いては」と定めており、令状主義の例外を認めている。
- (2) 誤り。 憲法上は身体を拘束された被疑者のみに弁護人依頼権を保障している（憲法 34 条）。なお、刑訴法 30 条は更に一步進めて、身体を拘束されていない被疑者にもこれを保障する。
- (3) 誤り。 憲法 35 条にいう憲法「33 条の場合」とは、逮捕する場合のことであり、現行犯逮捕に限らず、通常逮捕・緊急逮捕の場合も含む。
- (4) 正しい。 枝文のとおり（最大判昭 47・12・20）。
- (5) 誤り。 判例は、呼気検査を拒んだ者を処罰する規定は憲法 38 条 1 項に違反しないとす（最判平 9・1・30）。

2 財 政 正解 (2)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。
- (2) 誤り。 予算の作成・提出権は内閣に専属する（憲法 73 条 5 号）。
- (3) 正しい。 憲法 84 条。これを租税法律主義という。
- (4) 正しい。 憲法 89 条後段。
- (5) 正しい。 憲法 90 条。

3 行政手続法 正解 (5)

- (1) 正しい。 行政手続法（以下「行手法」という。）3 条 1 項 5 号。
- (2) 正しい。 行手法 2 条 6 号。
- (3) 正しい。 行手法 8 条 1 項本文。
- (4) 正しい。 行手法 13 条 1 項 1 号。
- (5) 誤り。 聴聞の期日における審理は、原則として非公開である（行手法 20 条 6 項）。

4 警察法 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文前半につき警察法 55 条 3 項、枝文後半につき警察法 49 条 1 項、50 条 1 項、55 条 3 項。
- (2) 正しい。 警察法 39 条 1 項。
- (3) 誤り。 都道府県公安委員会は都道府県警察を管理する（地方自治法（以下「地自法」という。） 98 条、100 条）。一方で、都道府県の機関として議会及び住民の監督を受ける（地自法 75 条、86 条）。
- (4) 正しい。 地自法 149 条 1 号、2 号。地自法 180 条の 6 第 1 号、第 2 号。
- (5) 正しい。 警察法 38 条 5 項。なお、これは、法令又は条例の特別の委任があれば、住民の権利自由を制限する法規としての性質を要するものも定められるとする趣旨である。

5 罪 数

正解（2）

- (1) 正しい。 観念的競合とは、1 個の行為が数個の構成要件に当たる場合をいい（刑法 54 条 1 項前段）、枝文の場合はこれに当たる。
- (2) 誤り。 牽連犯とは、犯罪の手段若しくは結果である行為が他の罪名に触れる場合をいう（刑法 54 条 1 項後段）。殺人罪（刑法 199 条）と死体遺棄罪（刑法 190 条）とは典型的にみて手段と目的の関係にはなく、牽連犯とはならない。
- (3) 正しい。 併合罪（刑法 45 条）とは、数個の行為が数個の構成要件に該当する場合をいい、枝文の場合はこれに当たる。
- (4) 正しい。 不可罰的事後行為とは、状態犯において、犯罪の完成後も存続する違法状態が、既に状態犯とされる犯罪の構成要件によって包括的に評価され尽くされている限り、それ自体他の構成要件に当たるように見えても別罪を構成しないことをいう。枝文の売却行為はこれにあたるから別罪を構成しない。
- (5) 正しい。 枝文の場合は、預金通帳の所持者に対する法益侵害とは別に銀行に対する法益侵害が認められるから、窃盗罪（刑法 235 条）とは別に詐欺罪（刑法 246 条 1 項）が成立し、併合罪となる。

6 横領罪

正解（4）

- (1) 正しい。 枝文のとおり（刑法 252 条 1 項、2 項）。
- (2) 正しい。 横領罪においては濫用のおそれのある支配力が重要であるから、本罪における占有には法律上の支配力も含む（大判大 4・4・9）。
- (3) 正しい。 枝文のとおり（最判昭 24・3・8）。
- (4) 誤り。 本罪は、不法領得の意思の発現と認められる外部的行為が開始された時に実行の着手が認められ、同時に既遂に達し、未遂処罰の規定はない。
- (5) 正しい。 横領罪と背任罪は特別法と一般法の関係にあり、両者が重なり合う範囲では特別規定である横領罪が成立する。

7 名誉毀損罪 正解 (5)

- (1) 正しい。 枝文のとおり (大判大 15・3・24)。
- (2) 正しい。 枝文のとおり (大判大 8・4・18)。
- (3) 正しい。 枝文のとおり (大判大正 7・3・1)。
- (4) 正しい。 枝文のとおり。人の経済的な支払能力は信用毀損罪 (刑法 233 条前段) の客体となる。
- (5) 誤り。 毀損の意義については枝文のとおり。しかし、本罪は危険犯であり、本罪が成立するには、現実に名誉が侵害される必要はない。

8 告訴 正解 (4)

- (1) 正しい。 刑訴法 230 条、231 条 2 項。
- (2) 正しい。 刑訴法 231 条 1 項。
- (3) 正しい。 親告罪において、告訴は訴訟条件であり、その欠缺は公訴棄却事由である (刑訴法 338 条 4 号)。
- (4) 誤り。 告訴は口頭によることができる。また、告訴の相手方は、検察官又は司法警察員であって、司法警察職員ではない (刑訴 241 条 1 項)。
- (5) 正しい。 刑訴法 237 条 1 項。

9 勾留 正解 (3)

- (1) 正しい。 枝文のとおり。これを逮捕前置主義という。
- (2) 正しい。 勾留は、先行する逮捕手続に比べて長期の身柄拘束を伴うから、通常逮捕よりも高度の嫌疑が要求される。
- (3) 誤り。 30 万円以下の罰金、拘留又は科料に当たる事件については、被告人が定まった住居を有しない場合に限り、勾留することができる (刑訴法 207 条 1 項、60 条 3 項)。
- (4) 正しい。 刑訴法 205 条 2 項、206 条 1 項。
- (5) 正しい。 刑訴法 208 条 1 項、2 項。なお、刑法第 2 編第 2 章ないし第 4 章又は第 8 章の罪にあたる事件については、さらに通じて 5 日を超えない範囲で勾留期間を延長することができる。

10 押収物の還付・仮還付 正解 (2)

- (1) 正しい。 刑訴法 222 条 1 項、123 条 1 項。例えば、没収すべき物として押収した物が没収不可能と判明した場合に還付することができる。
- (2) 誤り。 還付は、押収物を押収直前の原状に戻す処分であるから、処分の性質上、原則として被押収者に還付すべきであるとされる。

- (3) 正しい。 刑訴法 222 条 1 項、123 条 2 項。
- (4) 正しい。 裁判官が還付を行う場合は意見を聴く必要がある(刑訴法 123 条 4 項)が、捜査機関が行う場合は意見を聴く必要はない(東京地判昭 45・11・24)。
- (5) 正しい。 刑訴法 222 条 1 項、124 条 1 項。